

千葉県報

定例
令和5年6月30日

主要目次

○ 千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	一
○ 千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	一
○ 食品衛生法施行令に基づく食品衛生管理者の養成施設等登録の取消し	一
○ 平成十四年千葉県告示第七百九十四号の一部を改正する告示	一
○ 令和五年千葉県告示第八十八号の一部を改正する告示	二
○ 道路区域の変更(四件)	二
○ 道路の供用開始(二件)	三
○ 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定	三
○ 病院局告示	三
○ 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定	三
○ 公告	四
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	四
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(三件)	四
○ 土地改良区役員の退任及び就任(二件)	六
○ 特定調達公告	七
○ 入札公告	七
○ 落札者等の公告	九

告示

告示

千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第二百四十九号

千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱(昭和五十一年千葉県告示第六百八十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附則

この告示は、令和五年七月一日から施行する。

千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第二百五十号

千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱(平成二年千葉県告示第四百四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附則

この告示は、令和五年七月一日から施行する。

千葉県告示第二百五十一号

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第十八条(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、次の食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録を取り消した。

令和五年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 養成施設の名称

千葉科学大学薬学部生命薬科学科食品衛生管理者養成講座

二 養成施設の所在地

銚子市潮見町三番地

三 取消年月日

令和五年三月三十一日

千葉県告示第二百五十二号

平成十四年千葉県告示第七百九十四号(漁業災害補償法に基づく第二号漁業に係る区域及び漁業の区分の設定)の一部を次のように改正する。

令和五年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

第二号漁業の表銚子市加入区の項中

十トン未満の漁船を使用する一般底びき網漁業
十トン以上の漁船を使用する一般底びき網漁業

を

一般底びき網漁業

に改める。

千葉県告示第二百五十三号

令和五年千葉県告示第百八十八号(知事管理漁獲可能量)の一部を次のように改正する。

令和五年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 1中「六〇・〇トン」を「七八・四トン」に改め、一2の表一の項中「三・五トン」を「五・三トン」に改め、同表三の項中「六・九トン」を「九・六トン」に改め、同表四の項中「〇・五トン」を「〇・六トン」に改め、同表五の項中「六・四トン」を「八・七トン」に改め、同表七の項中「七・一トン」を「九・三トン」に改め、同表八の項中「六・七トン」を「八・八トン」に改め、同表九の項中「三・二トン」を「四・五トン」に改め、同表十一の項中「二・七トン」を「三・五トン」に改め、同表十二の項中「四・〇トン」を「五・二トン」に改め、同表十三の項中「二・二トン」を「一六・一トン」に改める。

二 1中「二九・〇トン」を「四四・三トン」に改め、二2の表一の項中「一・一・七トン」を「一八・四トン」に改め、同表二の項中「二・〇トン」を「三・一トン」に改め、同表三の項中「二・九トン」を「四・五トン」に改め、同表四の項中「七・九トン」を「一二・五トン」に改め、同表五の項中「二・二トン」を「三・五トン」に改める。

千葉県告示第二百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和五年六月三十日から三週間、縦覧に供する。

令和五年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 成田小見川鹿島港線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
成田市天神峰 字中央一五一	前	二六・二九メートルから 三〇・一三メートルまで	八七・三八メートル
番二地先から	後	三〇・一三メートルから	八七・三八メートル

一五三番五地 先まで		三二・五四メートルまで	
成田市川上二 四五番一九三 地先から二四 五番五七七地 先まで	前 後	二五・四九メートルから 二七・一九メートルまで 二七・一九メートルから 三一・八三メートルまで	一一・三六メートル 一一・三六メートル

千葉県告示第二百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、令和五年六月三十日から三週間、縦覧に供する。

令和五年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百五十六号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
我孫子市寿一 丁目二、六六 〇番一地先か ら二、六六〇 番一地先まで	前 後	一三・一九メートルから 一三・六二メートルまで 一三・六二メートルから 一五・二六メートルまで	一六・二三メートル 一六・二三メートル

千葉県告示第二百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年六月三十日から三週間、縦覧に供する。

令和五年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 勝浦布施大原線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
夷隅郡御宿町 上布施字杉山 一、四〇九番 一、四一〇番 一、四一一番 一、四一二番 一、四一三番 一、四一四番 一、四一五番 一、四一六番 一、四一七番 一、四一八番 一、四一九番 一、四二〇番 一、四二一番 一、四二二番 一、四二三番 一、四二四番 一、四二五番 一、四二六番 一、四二七番 一、四二八番 一、四二九番 一、四三〇番 一、四三一番 一、四三二番 一、四三三番 一、四三四番 一、四三五番 一、四三六番 一、四三七番 一、四三八番 一、四三九番 一、四四〇番 一、四四一番 一、四四二番 一、四四三番 一、四四四番 一、四四五番 一、四四六番 一、四四七番 一、四四八番 一、四四九番 一、四五〇番 一、四五一番 一、四五二番 一、四五三番 一、四五四番 一、四五五番 一、四五六番 一、四五七番 一、四五八番 一、四五九番 一、四六〇番 一、四六一番 一、四六二番 一、四六三番 一、四六四番 一、四六五番 一、四六六番 一、四六七番 一、四六八番 一、四六九番 一、四七〇番 一、四七一番 一、四七二番 一、四七三番 一、四七四番 一、四七五番 一、四七六番 一、四七七番 一、四七八番 一、四七九番 一、四八〇番 一、四八一番 一、四八二番 一、四八三番 一、四八四番 一、四八五番 一、四八六番 一、四八七番 一、四八八番 一、四八九番 一、四九〇番 一、四九一番 一、四九二番 一、四九三番 一、四九四番 一、四九五番 一、四九六番 一、四九七番 一、四九八番 一、四九九番 一、五〇〇番 一、五〇一番 一、五〇二番 一、五〇三番 一、五〇四番 一、五〇五番 一、五〇六番 一、五〇七番 一、五〇八番 一、五〇九番 一、五一〇番 一、五一一番 一、五一二番 一、五一三番 一、五一四番 一、五一五番 一、五一六番 一、五一七番 一、五一八番 一、五一九番 一、五二〇番 一、五二一番 一、五二二番 一、五二三番 一、五二四番 一、五二五番 一、五二六番 一、五二七番 一、五二八番 一、五二九番 一、五三〇番 一、五三一番 一、五三二番 一、五三三番 一、五三四番 一、五三五番 一、五三六番 一、五三七番 一、五三八番 一、五三九番 一、五四〇番 一、五四一番 一、五四二番 一、五四三番 一、五四四番 一、五四五番 一、五四六番 一、五四七番 一、五四八番 一、五四九番 一、五五〇番 一、五五一番 一、五五二番 一、五五三番 一、五五四番 一、五五五番 一、五五六番 一、五五七番 一、五五八番 一、五五九番 一、五六〇番 一、五六一番 一、五六二番 一、五六三番 一、五六四番 一、五六五番 一、五六六番 一、五六七番 一、五六八番 一、五六九番 一、五七〇番 一、五七一番 一、五七二番 一、五七三番 一、五七四番 一、五七五番 一、五七六番 一、五七七番 一、五七八番 一、五七九番 一、五八〇番 一、五八一番 一、五八二番 一、五八三番 一、五八四番 一、五八五番 一、五八六番 一、五八七番 一、五八八番 一、五八九番 一、五九〇番 一、五九一番 一、五九二番 一、五九三番 一、五九四番 一、五九五番 一、五九六番 一、五九七番 一、五九八番 一、五九九番 一、六〇〇番 一、六〇一番 一、六〇二番 一、六〇三番 一、六〇四番 一、六〇五番 一、六〇六番 一、六〇七番 一、六〇八番 一、六〇九番 一、六一〇番 一、六一一番 一、六一二番 一、六一三番 一、六一四番 一、六一五番 一、六一六番 一、六一七番 一、六一八番 一、六一九番 一、六二〇番 一、六二一番 一、六二二番 一、六二三番 一、六二四番 一、六二五番 一、六二六番 一、六二七番 一、六二八番 一、六二九番 一、六三〇番 一、六三一番 一、六三二番 一、六三三番 一、六三四番 一、六三五番 一、六三六番 一、六三七番 一、六三八番 一、六三九番 一、六四〇番 一、六四一番 一、六四二番 一、六四三番 一、六四四番 一、六四五番 一、六四六番 一、六四七番 一、六四八番 一、六四九番 一、六五〇番 一、六五一番 一、六五二番 一、六五三番 一、六五四番 一、六五五番 一、六五六番 一、六五七番 一、六五八番 一、六五九番 一、六六〇番 一、六六一番 一、六六二番 一、六六三番 一、六六四番 一、六六五番 一、六六六番 一、六六七番 一、六六八番 一、六六九番 一、六七〇番 一、六七一番 一、六七二番 一、六七三番 一、六七四番 一、六七五番 一、六七六番 一、六七七番 一、六七八番 一、六七九番 一、六八〇番 一、六八一番 一、六八二番 一、六八三番 一、六八四番 一、六八五番 一、六八六番 一、六八七番 一、六八八番 一、六八九番 一、六九〇番 一、六九一番 一、六九二番 一、六九三番 一、六九四番 一、六九五番 一、六九六番 一、六九七番 一、六九八番 一、六九九番 一、七〇〇番 一、七〇一番 一、七〇二番 一、七〇三番 一、七〇四番 一、七〇五番 一、七〇六番 一、七〇七番 一、七〇八番 一、七〇九番 一、七一〇番 一、七一一番 一、七一二番 一、七一三番 一、七一四番 一、七一五番 一、七一六番 一、七一七番 一、七一八番 一、七一九番 一、七二〇番 一、七二一番 一、七二二番 一、七二三番 一、七二四番 一、七二五番 一、七二六番 一、七二七番 一、七二八番 一、七二九番 一、七三〇番 一、七三一番 一、七三二番 一、七三三番 一、七三四番 一、七三五番 一、七三六番 一、七三七番 一、七三八番 一、七三九番 一、七四〇番 一、七四一番 一、七四二番 一、七四三番 一、七四四番 一、七四五番 一、七四六番 一、七四七番 一、七四八番 一、七四九番 一、七五〇番 一、七五一番 一、七五二番 一、七五三番 一、七五四番 一、七五五番 一、七五六番 一、七五七番 一、七五八番 一、七五九番 一、七六〇番 一、七六一番 一、七六二番 一、七六三番 一、七六四番 一、七六五番 一、七六六番 一、七六七番 一、七六八番 一、七六九番 一、七七〇番 一、七七一番 一、七七二番 一、七七三番 一、七七四番 一、七七五番 一、七七六番 一、七七七番 一、七七八番 一、七七九番 一、七八〇番 一、七八一番 一、七八二番 一、七八三番 一、七八四番 一、七八五番 一、七八六番 一、七八七番 一、七八八番 一、七八九番 一、七九〇番 一、七九一番 一、七九二番 一、七九三番 一、七九四番 一、七九五番 一、七九六番 一、七九七番 一、七九八番 一、七九九番 一、八〇〇番 一、八〇一番 一、八〇二番 一、八〇三番 一、八〇四番 一、八〇五番 一、八〇六番 一、八〇七番 一、八〇八番 一、八〇九番 一、八一〇番 一、八一一番 一、八一二番 一、八一三番 一、八一四番 一、八一五番 一、八一六番 一、八一七番 一、八一八番 一、八一九番 一、八二〇番 一、八二一番 一、八二二番 一、八二三番 一、八二四番 一、八二五番 一、八二六番 一、八二七番 一、八二八番 一、八二九番 一、八三〇番 一、八三一番 一、八三二番 一、八三三番 一、八三四番 一、八三五番 一、八三六番 一、八三七番 一、八三八番 一、八三九番 一、八四〇番 一、八四一番 一、八四二番 一、八四三番 一、八四四番 一、八四五番 一、八四六番 一、八四七番 一、八四八番 一、八四九番 一、八五〇番 一、八五一番 一、八五二番 一、八五三番 一、八五四番 一、八五五番 一、八五六番 一、八五七番 一、八五八番 一、八五九番 一、八六〇番 一、八六一番 一、八六二番 一、八六三番 一、八六四番 一、八六五番 一、八六六番 一、八六七番 一、八六八番 一、八六九番 一、八七〇番 一、八七一番 一、八七二番 一、八七三番 一、八七四番 一、八七五番 一、八七六番 一、八七七番 一、八七八番 一、八七九番 一、八八〇番 一、八八一番 一、八八二番 一、八八三番 一、八八四番 一、八八五番 一、八八六番 一、八八七番 一、八八八番 一、八八九番 一、八九〇番 一、八九一番 一、八九二番 一、八九三番 一、八九四番 一、八九五番 一、八九六番 一、八九七番 一、八九八番 一、八九九番 一、九〇〇番 一、九〇一番 一、九〇二番 一、九〇三番 一、九〇四番 一、九〇五番 一、九〇六番 一、九〇七番 一、九〇八番 一、九〇九番 一、九一〇番 一、九一一番 一、九一二番 一、九一三番 一、九一四番 一、九一五番 一、九一六番 一、九一七番 一、九一八番 一、九一九番 一、九二〇番 一、九二一番 一、九二二番 一、九二三番 一、九二四番 一、九二五番 一、九二六番 一、九二七番 一、九二八番 一、九二九番 一、九三〇番 一、九三一番 一、九三二番 一、九三三番 一、九三四番 一、九三五番 一、九三六番 一、九三七番 一、九三八番 一、九三九番 一、九四〇番 一、九四一番 一、九四二番 一、九四三番 一、九四四番 一、九四五番 一、九四六番 一、九四七番 一、九四八番 一、九四九番 一、九五〇番 一、九五一番 一、九五二番 一、九五三番 一、九五四番 一、九五五番 一、九五六番 一、九五七番 一、九五八番 一、九五九番 一、九六〇番 一、九六一番 一、九六二番 一、九六三番 一、九六四番 一、九六五番 一、九六六番 一、九六七番 一、九六八番 一、九六九番 一、九七〇番 一、九七一番 一、九七二番 一、九七三番 一、九七四番 一、九七五番 一、九七六番 一、九七七番 一、九七八番 一、九七九番 一、九八〇番 一、九八一番 一、九八二番 一、九八三番 一、九八四番 一、九八五番 一、九八六番 一、九八七番 一、九八八番 一、九八九番 一、九九〇番 一、九九一番 一、九九二番 一、九九三番 一、九九四番 一、九九五番 一、九九六番 一、九九七番 一、九九八番 一、九九九番 一、一〇〇〇番	前 後	一〇・四四メートルから 二四・八〇メートルまで 九・一五メートルから 二〇・四〇メートルまで	四〇九・八〇メートル 四〇九・八〇メートル

千葉県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年六月三十日から三週間、縦覧に供する。

令和五年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道
二 路線名 夷隅御宿線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
夷隅郡御宿町 上布施字東町 七九八番三 先から字杉山 一、四一〇番 二地先まで	前 後	一〇・四四メートルから 一四・九〇メートルまで 九・一五メートルから 一四・六〇メートルまで	四一三・一〇メー トル 四一三・一〇メー トル	三・一〇 メートル は、県道 勝浦布施 大原線と 重用とな る。

千葉県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和五年七月三日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年六月三十日から三週間、縦覧に供する。

令和五年六月三十日

路線名	供用開始の区間
県道勝浦布施大原線	夷隅郡御宿町上布施字大山下一、四〇八番地先から字西町八七四番一地先まで

千葉県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和五年七月三日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年六月三十日から三週間、縦覧に供する。

令和五年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道夷隅御宿線	夷隅郡御宿町上布施字東町七九八番三地先から字南新町八三三番一地先まで

千葉県告示第二百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、ちば電子申請サービスを使用する方法により行う申請等に係る使用料及び手数料の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
株式会社エヌ・ティ・ティ・デー	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	令和五年十月三日から令和六年三月三十一日まで	令和五年六月十四日

病院局告示

千葉県病院局告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年六月三十日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

名	称	住所又は事務所の所在地	指定をした日
株式会社京葉銀カ ド		千葉市中央区本町三丁目二番六号	令和五年二月二十日
株式会社千葉銀行		千葉市中央区千葉港一番二号	令和五年三月二十日
ちばぎんジェーシー ビーカード株式会社		千葉市美浜区中瀬二丁目六番一WB Gマリブイースト九階	令和五年三月二十日
イオンクレジット サービス株式会社千 葉支店		千葉市中央区新田町一番一号IMI 未来ビル七階	令和五年三月三十一 日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模
 小売店舗の新設について次のとおり届出があった。
 その届出及び添付書類は、令和五年六月三十日から十月三十日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮
 すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月三十日から十月三十日まで、千葉県
 商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和五年六月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クリエイトS・D市原桜台店
市原市桜台一丁目六番一ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏
名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年二月十六日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 5 一、七六六平方メートル
駐車場の収容台数
一〇〇台
 - 6 駐輪場の収容台数
五一台
 - 7 荷さばき施設の面積
六九平方メートル
 - 8 廃棄物等の保管施設の容量
三二立方メートル
 - 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時三十分
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時まで
 - 10 駐車場の自動車の出入口の数
四か所
 - 11 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 12 届出年月日
令和五年六月十五日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模
 小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和五年六月三十日から十月三十日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮
 すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月三十日から十月三十日まで、千葉県
 商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和五年六月三十日
- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ウエルシア九十九里片貝店
山武郡九十九里町片貝字西五、一一六番地
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
- 千葉県知事 熊谷 俊人

<p>3 変更前の駐車場の位置及び収容台数</p> <p>千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一</p> <p>代表取締役 加藤久誠</p>	<p>1 届出の概要</p> <p>大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>イオンタウン木更津朝日</p> <p>木更津市朝日三丁目二三二番地一</p> <p>大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p> <p>イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠</p>	<p>7 変更年月日</p> <p>令和四年十二月二十二日</p> <p>届出年月日</p> <p>令和五年五月十日</p> <p>縦覧場所</p> <p>千葉県商工労働部経営支援課及び山武郡九十九里町商工観光課</p>	<p>3 変更前の大規模小売店舗の名称</p> <p>フードプラザハヤシ片貝店</p> <p>変更後の大規模小売店舗の名称</p> <p>ウエルシア九十九里片貝店</p> <p>変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p> <p>株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平</p> <p>茂原市茂原一、二九八番地</p> <p>変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p> <p>ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久</p> <p>東京都千代田区外神田二丁目二番一五号</p>
<p>5 変更後の閉店時刻</p> <p>午後九時四十五分</p> <p>変更前の閉店時刻</p> <p>午後九時四十五分</p> <p>午前零時</p>	<p>1 届出の概要</p> <p>大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>ウエルシア九十九里片貝店</p> <p>山武郡九十九里町片貝字西五、一一六番地</p> <p>大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p> <p>株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平</p> <p>茂原市茂原一、二九八番地</p>	<p>三 縦覧場所</p> <p>千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課</p> <p>届出年月日</p> <p>令和五年五月二十九日</p> <p>届出年月日</p> <p>令和六年一月三十日</p>	<p>4 変更後の駐車場の位置及び収容台数</p> <p>八八九台</p> <p>四二五台</p> <p>5 来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更</p> <p>変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>七か所</p> <p>7 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>五か所</p> <p>8 変更年月日</p> <p>令和六年一月三十日</p>

君塚一丁目一番地四	中村 義輝
村上一、五三〇番地一	古宮 正
〃 四三五番地	並木 寿夫
廿五里一、五七六番地	霜崎 重利
〃 五井一二〇番地	高澤 平治
〃 村上、〇一〇番地の一	地引 盛治
〃 八一番地の二	黒須 俊夫
〃 五井六、四六二番地一	布施 俊章
〃 惣社六一八番地一	高澤 宏一
〃 西広三丁目二番地六	本澤 美良
〃 根田二丁目三番地一〇	萩野 文
〃 加茂二丁目九番地一八	齋藤 文
〃 惣社四丁目一五番地一一	宮原 敏男
〃 郡本一丁目三九番地	岩上 恒義
〃 藤井一丁目五八番地	田中 孝夫
〃 市原一七番地	山越 功雄
〃 西五所六番地の五	河野 一雄
〃 郡本五丁目三三番地	吉野 雄二
〃 八幡一、〇四九番地一ルネ市原八幡宿八〇八号	関本 匡
四 就任監事	
市原市村上四五番地一	岡田 常男
〃 五所一、五〇八番地	田山 幸雄
〃 平田四五四番地四	高澤 勇夫
土地改良区役員の退任及び就任	
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、安房郡三芳村御庄土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。	
令和五年六月三十日	
千葉県知事 熊谷 俊人	
一 退任理事	
南房総市御庄一、三六五番地	三坂 行弘
〃 〃 〃 二、一二三番地一	牧野 正博
〃 〃 〃 一、三一六番地一	牧野 雅行
〃 〃 〃 八一二番地一	杉田 和義
〃 〃 〃 一、二八七番地	岡崎 伸明
〃 〃 〃 六五七番地	岡田 博幸

二 退任監事	南房総市御庄一、三六二番地	牧野 俊弘
〃 〃 〃 五六九番地		岡崎 俊明
三 就任理事	南房総市御庄二、一二三番地一	牧野 正博
〃 〃 〃 一、三一六番地一		牧野 雅行
〃 〃 〃 八一二番地一		杉田 和義
〃 〃 〃 一、二八七番地		岡崎 伸明
〃 〃 〃 六五七番地		岡田 伸明
〃 〃 〃 一、二九五番地一		近藤 浩
四 就任監事	南房総市御庄一、三六五番地	三坂 行弘
〃 〃 〃 七九五番地一		濱名 和廣

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告
次のとおり一般競争入札に付する。
令和5年6月30日

- 千葉県知事 熊谷 俊人
- 入札に付する事項
 - 購入等件名及び数量 本庁舎外低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬及び処分業務委託 一式
 - 調達案件の様態等 入札説明書及び仕様書による。
 - 履行期間 契約日から令和6年3月25日まで
 - 履行場所 千葉県中央区市場町1番1号
 - 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
 - 入札に参加する者に必要な資格
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない

<p>者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可及び同条第6項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている者又は同法第15条の4の4第1項に規定する認定を受けている者で、仕様書の別表1に記載された廃棄物を収集し、運搬し、及び処分することができるものであること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県総務部管財課庁舎管理室 電話043(223)2098</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年6月30日から7月31日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年8月10日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年8月10日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年8月14日午前10時 千葉県庁中庁舎6階管財課入札室</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者</p>	<p>とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年7月31日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(ア) 提出期限 令和5年7月31日午後5時

(イ) 提出場所 3(1)に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Transportation and disposal of low-concentration polychlorinated biphenyl (PCB)

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 10 August, 2023

(3) Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2098

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年6月30日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①可搬式無線LANアクセスポイント貸借 一式 ②千葉県教育庁教育振興部学習指導課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和5年5月11日 ④FLCS株式会社 千葉市中央区新町3番地13 ⑤9,999,265,980円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年3月31日

購読料

本号

一部

三〇円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八